

## 宇都宮市上下水道局公用自動車車体広告掲出基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、宇都宮市上下水道局広告事業実施要綱第3条第2項の規定に基づき、上下水道局（以下「局」という。）が所有する公用自動車への広告物（以下「公用車広告物」という。）の掲出基準に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告物の掲出方法に関する基準)

第2条 広告物の掲出は、マグネットシート、ラッピング用フィルム、カッティングシート等、再剥離が可能な素材で作成し、これを公用車の車体に貼り付けることにより行うものとする。

2 前項のマグネットシート、ラッピング用フィルム、カッティングシート等は、広告物の掲出期間中、公用車の車体からはがれない材質のものを用いなければならない。

### (一般基準)

第3条 公用車広告物は、次の要件に該当しないものとする。

- (1) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 都市景観との調和を損なうもの
- (4) 車体塗装を行うもの
- (5) 会社名、商品名等を著しく繰り返すもの
- (6) 意味なく身体の一部を強調するもの
- (7) 広告の表面に著しい凹凸があるもの
- (8) 広告に著しい厚みがあるもの
- (9) その他広告を掲出することが適当ないと管理者が認めるもの

### (道路交通安全上の配慮による基準)

第4条 広告物の色彩、意匠その他のデザインが、次の各号のいずれかに該当するときは、広告物を掲出することができない。

- (1) 周囲の運転者の誤認を招くような広告物
  - ア 発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用するもの
  - イ 信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (2) 周囲の運転者の注意力が散漫となる広告物
  - ア デザイン構成が、ストーリー性のある四コマ漫画や映像表示となっているもの
  - イ 文字表記が縦書きであるもの
  - ウ 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるもの

### 附 則

この基準は、令和3年10月1日から適用する。